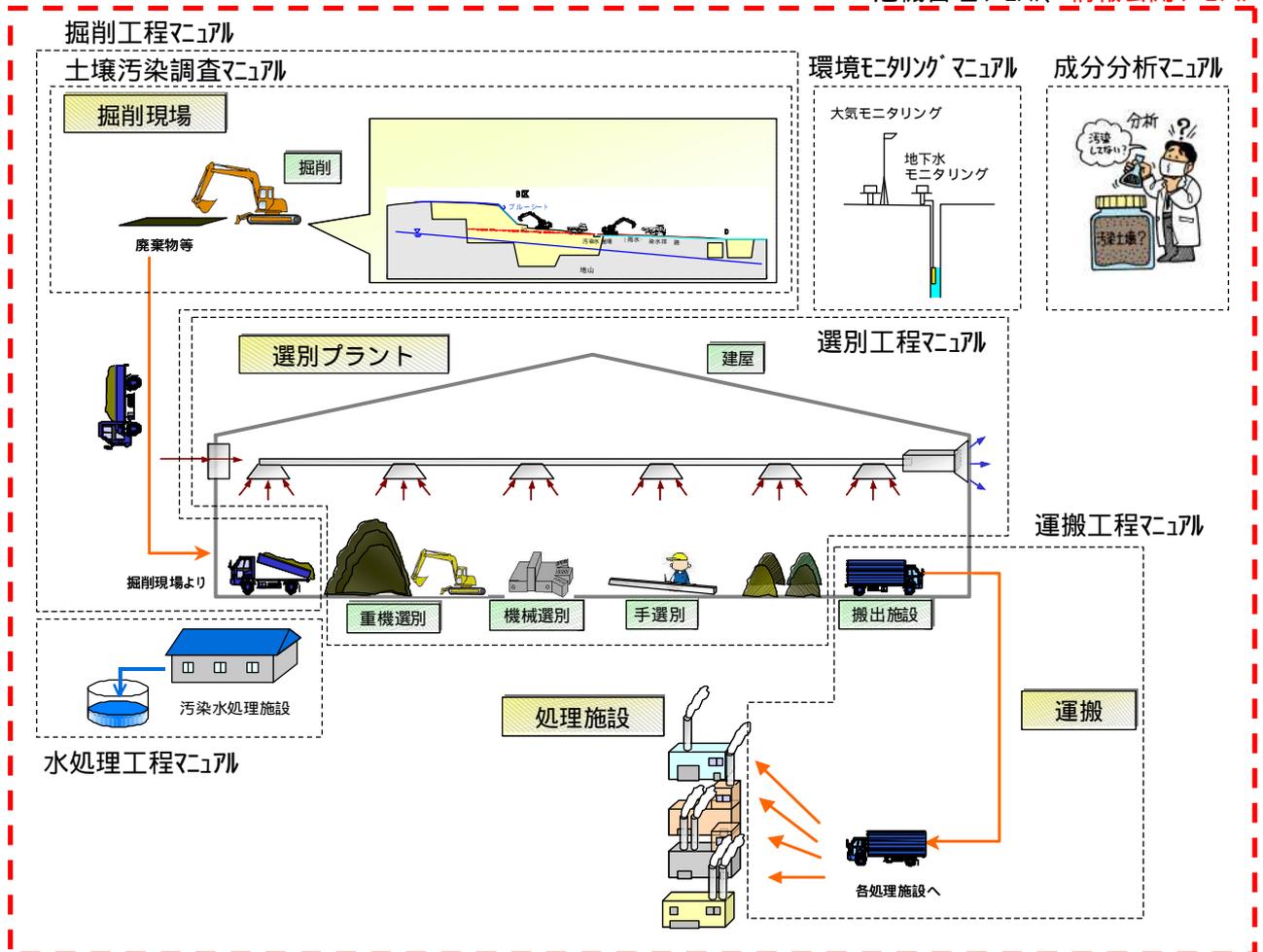


情報公開マニュアル

危機管理マニュアル、情報公開マニュアル



目 次

1 . 目的	-----	3
2 . 用語の定義	-----	3
3 . 適用範囲	-----	3
4 . 情報公開の手続き	-----	4
5 . 情報公開の手法等	-----	4
6 . 疑義についての回答	-----	5
7 . 開示情報の保存	-----	5
8 . 緊急性を要する情報の開示	-----	5
9 . マニュアルの改廃	-----	5

1. 目的

- 1-1 本事業の実施においては、地域住民の方々の理解と協力が不可欠であり、そのためには事業の透明性の確保を図ることが必要であることから、積極的に情報公開を行うこととする。
- 1-2 本マニュアルは、廃棄物等の撤去に係る情報の開示に関し、必要な事項を定めるものである。

2. 用語の定義

- 2-1 本マニュアルにおいて「廃棄物等」とは、不法投棄廃棄物及びその近傍の土壌をいう。

3. 適用範囲

- 3-1 本マニュアルは、下記に示す廃棄物等の撤去に係る情報、並びに撤去中に生じた不測の事態等緊急に地域住民に周知しなければならない情報の公開に適用する。
- ・ 廃棄物等の撤去の工程に関する情報
 - ・ 掘削量、処理量に関する情報
 - ・ 廃棄物等の搬出に関する情報
 - ・ 環境モニタリングに関する情報
 - ・ 土壌汚染状況に関する情報
 - ・ その他必要と思われる事態が生じた場合は、必要情報を開示する。

【解説】

- 3-1 開示する情報の例は表-1のとおりである。

表-1 廃棄物等の撤去事業に係る情報の例

情報の分類	開示する情報
廃棄物等の撤去の工程に関する情報	年次工程計画、当月工程計画、作業休止状況 搬出ルート、運行予定時間
掘削量に関する情報	掘削工区、日掘削量、累積掘削量
廃棄物等の搬出に関する情報	廃棄物等日搬出量(搬出先別)、累積搬出量(〃)、運搬車輦台数、汚染水日搬出量(搬出先別)、累積搬出量(〃)
環境モニタリングに関する情報	地下水水質、調整池水質、大気質、地下水位、気象
土壌汚染状況に関する情報	工区別汚染確認状況
不測に事態に関する情報	汚染拡散、土砂崩壊、火災・爆発等の事故、人身事故等

4 . 情報公開の手続き

- 4-1 各種情報は、各工程受託者から報告されたデータ等を監理者が整理のうえ、県が開示情報案を作成のうえ、原状回復対策協議会に提出するものとする。
- 4-2 提出された開示情報案の審議を経て公開するものとする。
- 4-3 日々の更新が必要な情報等及び不測の事態発生に関する情報は、予め原状回復対策協議会が了承した事項については、速やかに公開するものとする。

【解説】

4-1 情報公開のフローを図-1のとおり定める。

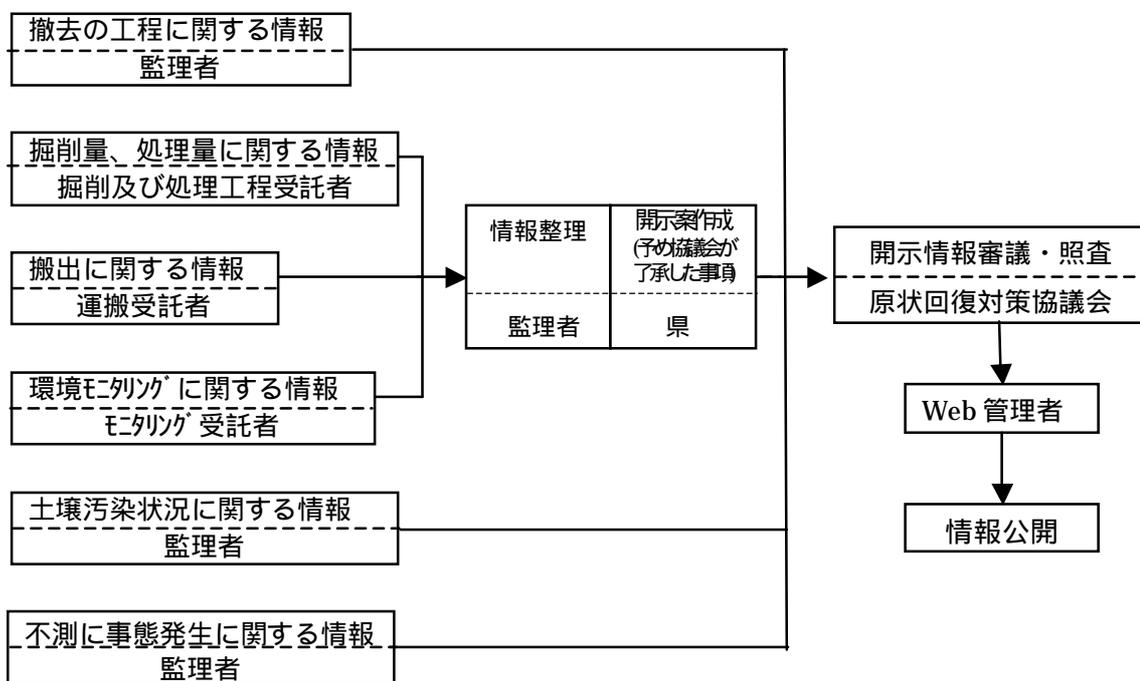


図-1 情報公開のフロー

5 . 情報公開の手法等

- 5-1 各種情報の公開は、インターネット上の「岩手県ホームページ」により行うことを基本とするが、広報誌等による他媒体の活用も併せて行うこととする。
- 5-2 すでに開示した情報の文書による配布を求められた場合は、個別に対応するものとする。

【解説】

5-1 情報の開示は迅速性が求められることからインターネットの活用を基本としながら、既存広報紙等の活用を併用する。

6 . 疑義についての回答

6-1 照会内容及び回答内容は予め定める書式に記録し、保存するものとする。

7 . 開示情報の保存

7-1 開示情報は、電子媒体により本事業完了時まで保存するものとする。

8 . 緊急性を要する情報の伝達

8-1 不測の事態が発生した場合等で、地域住民に対し緊急に情報を伝達する必要がある場合には、既存の情報伝達手段により対応するものとする。

9 . マニュアルの改廃

9-1 本マニュアルは、原状回復対策協議会、県、監理者、または受託者等の発議により、改廃に関する協議ができるものとする。